

平成28年度 第3回金谷区地域協議会

次 第

日時：平成28年6月9日(木)午後6時～
会場：福祉交流プラザ 第1会議室

1 開 会

2 議題等の確認

3 議題

(1) 平成28年度地域活動支援事業について (5件)

- ・ 事業説明 (75分)
- ・ 質疑応答
- ・ 基本審査
- ・ 採点

— 休 憩 — (15分)

- ・ 採択事業の検討 (20分)

4 事務連絡 (5分)

5 閉 会

H28 申請概要一覧【金谷区】(確定版)

資料No. 1

整理No.	提案団体名	事業名	事業概要	優先採択		所見		新規	既存		総事業費 A(円)	助成希望額 B(円)	助成率 B/A(%)
				適否	該当項目	市関係課	南部まちづくりセンター		拡充	維持			
1	はだしの会	写真集「人と自然・中ノ俣の暮らし」製作事業	山里の暮らしと自然をより深く知ってもらい中ノ俣集落の活性化につなげるため、暮らし・行事・周囲の自然を記録した写真集を発行する。また、写真集出版に合わせて、山里の暮らしをテーマにした講演会を開催する。	○	【観光振興】 【中山間地対策】 【まちづくり啓発】 【教育文化】	【自治・地域振興課】 課題なし 【環境保全課】 課題なし	・他制度との重複はなく、申請内容に不備はありません。	○			2,285,440	2,285,000	99.98%
2	正善寺地区まちづくり協議会	春日山散策道への標柱設置事業	訪れた方に正善寺周辺の観光資源をPRし、当地区へ訪れてもらう回数を増やすため、正善寺側散策路に標柱を設置する。	○	【観光振興】 【中山間地対策】 【まちづくり啓発】 【教育文化】	【観光振興課】 課題なし 【文化行政課】 課題なし	・他制度との重複はなく、申請内容に不備はありません。	○			1,555,200	1,555,000	99.99%
3	南葉高原キャンプ場管理運営協議会	「南葉高原キャンプ場・第20回なんばまつり」事業	金谷地域の森林観光資源である「南葉高原キャンプ場」を活用し、市内外の来場者を対象にレクリエーションや体験学習等の場を提供するため、「第20回なんばまつり」を開催する。	○	【観光振興】 【中山間地対策】 【施設の利用促進】	【農林水産整備課】 課題なし	・他制度との重複はなく、申請内容に不備はありません。	○			360,000	120,000	33.33%
4	滝寺まちづくり協議会	滝寺自然公園整備と環境保全・保護活動事業	地域の自然環境を活かした住民参加の活動を通し、地域住民の交流を図ることを目的に、ミズバショウ自生地の保全や毘沙門堂周辺の整備等を行う。	○	【まちづくり啓発】 【中山間地対策】	なし	・他制度との重複はなく、申請内容に不備はありません。		○		194,000	194,000	100.00%
5	金谷地区振興協議会	金谷区全域の防犯灯のLED化による住民の安全安心事業	地域の防犯意識の高揚と安全・安心なまちづくりの推進を目的に、地域防犯パトロール活動を強化するとともに防犯灯のLED化を行う。	○	【安全安心】	【市民安全課】 課題なし	・他制度との重複はなく、申請内容に不備はありません。		○		4,346,000	4,346,000	100.00%

8,740,640	8,500,000	97.25%
-----------	-----------	--------

予算額 8,500,000

差引額 0

平成 28 年度地域活動支援事業 **金谷区** 審査・採択の基本的なルールについて**1. 審査の基本的なルール****(1) 提案事業の採点者**

- ①採点者は、会長・副会長を含む全委員とする。
- ②上記のうち、事業説明を受けた委員（当日の出席委員）のみが採点者となる。
※原則、同じ日に事業説明から採択までを予定しているため、採点者が採択事業の検討を行うことになる。
- ③採点者は、全ての提案事業について採点を行う。
※委員が所属する団体等が提案した事業であっても採点を辞退することは認めない。

(2) 提案事業の通知

- ①事務局は、事業募集終了後速やかに、「申請概要一覧」を作成し、申請者による「事業提案書」、「提案事業採点シート」とともに、各委員に送付する。

(3) 各委員による採点

- ①各委員は、事前に送付された「事業提案書」を確認し、提案者による事業説明の際に質問する事項等をまとめる。（仮採点しておくことが望ましい）
- ②事務局は、予め決められた日に地域協議会を開催し、提案者による事業説明を行う。
- ③事業説明の時間は、基本的には、説明（5分）、質疑応答（15分）、採点（5分）で行うこととするが、弾力的に対応するために、提案件数により時間調整を行うことができる。
- ④事業説明後の委員による質疑内容は絞って簡潔に行う。
- ⑤事業説明を受けた委員は、説明終了後、事業ごとに採点を行う。
- ⑥採点は、事業ごとに「提案事業採点シート」を使用し、基本審査欄に「適合」又は「不適合」の別を記入し、「適合」とした委員は、共通審査の項目ごとに5点満点（1～5点）で採点する。記入後は「提案事業採点シート」を事務局に提出することとする。
※基本審査にて「不適合」とした委員は、その理由を記載し、共通審査の採点を行わないこととする。
- ⑦採点シートは無記名とする。（ただし、提出後に採点に不備があった場合、事務局が確認できるように記号等を振る）
- ⑧委員による採点結果は、事務局への「提案事業採点シート」の提出をもって確定し、事後に疑義等が生じても修正は認めない。

(4) 提案事業の得点の算出

- ①事務局は、「採点シート」による事業ごとの得点を集計し、全採点者の点数の合計点を提案事業の得点とする。
- ②事務局は、地域協議会における基本審査で「適合」と判断された事業の事業ごとの得点を集計し、基本的には全採点者の点数の合計点を提案事業の得点とする。
- ③ただし、事故等により、事業ごとに採点者数が異なることとなった場合は、全採点者の点数を単純平均したものを提案事業の得点とする。
※単純平均した結果は、順位を判別できる範囲で小数点以下の端数処理を行う。

(5) 提案事業の順位の確定

- ①提案事業の得点が満点の半数に満たない事業は不採択とする。
- ②不採択事業を除き、優先採択事業とそれ以外の事業に区分し、それぞれ上記（4）で算出した得点の高い事業順に並べる。

- ③提案事業の順位は、得点に関わらず、優先採択事業をそれ以外の事業よりも上位とする。
- ④この結果をもって、提案事業の順位を確定し、以後順位の変更は行わない。
- ⑤事務局は、提案事業の順位確定後、速やかに「提案事業順位表」をまとめ、地域協議会に報告する。（基本的には事業説明の当日とする）

【参考】提案事業の順位の確定イメージ(満点は100点)

順位	提案事業（分野）	基本審査	優先採択	総得点	採否
1	事業A（福祉）	○	○	100	○
2	事業B（イベント）	○	○	90	○
3	事業D（観光振興）	○	○	80	○
4	事業E（文化）	○	○	70	○
5	事業F（施設整備）	○	○	50	○
—	事業C（イベント）	○	○	30	×
—	事業G（施設整備）	×	—	出さない	×

2. 採択の基本的なルール**(1) 採択事業の検討**

- ①採点委員の“過半数”が「不適合」と判断した事業については、当該事業は不採択とする。
- ②委員の採点の結果、点数が満点の半数に満たない事業については不採択とする。
- ③採択事業は、事業提案の順位が確定した後、上記事業を除外した上で、金谷区の予算を目安として委員間で協議し、検討することとする。
- ④提案事業は、審査により確定した順位で採択するものとする。
- ⑤採択の当落線上に複数の提案事業が同順位（同点）で並んでいる場合は、当該事業間の優劣をつけることもできる。
- ⑥上記の場合であっても、当該事業以外の順位には影響を及ぼさない。

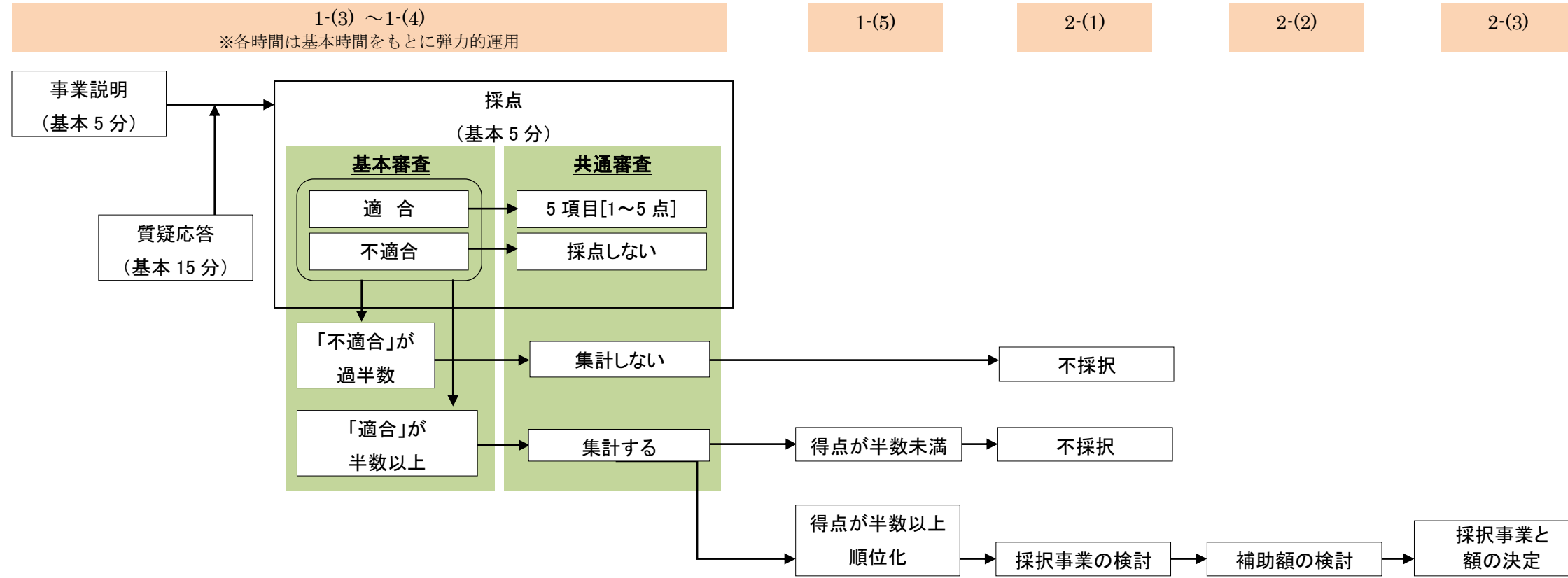
(2) 補助額の検討

- ①個別の事業への助成額は、上記（1）の採択事業に係る検討結果を踏まえ、地域協議会で検討する。
※採択事業の補助希望額の合計が、金谷区の予算を上回る場合は、補助金の配分方法について検討する必要がある。ただし、募集要項には、「補助金希望額として申請した額よりも減額して交付決定を行う場合があります」と表記する。

(3) 採択事業と補助額の決定

- ①地域協議会は、採択事業と補助額の検討結果を、まちづくりセンター長に報告する。
- ②事務局は、速やかに採択事業と補助額の内容を市長に報告する。
- ③事務局は、採択事業と補助額の決定後、速やかに結果を公表する。

<補足1> 事業説明から採択までのイメージ



<補足2> 日程のイメージ (事業説明時間確保の視点)

